

福島県における施工確保対策について

東北農政局

福島県内では、東日本大震災による津波・地震の被害に加え、福島第一原子力発電所の爆発事故による放射性物質の影響で他の地域に比べ復旧・復興が遅れていますが、住民の早期帰還に向けたライフラインや産業基盤の復旧が必要とされています。

国をはじめとして各事業主体の復旧工事が本格化する中、東北農政局直轄の災害復旧工事等において、円滑な事業の執行のため、より一層の施工確保の対策が必要となっています。

このことから、福島県における施工確保対策に向けた当面の運用を、下記により試行することとしました。

記

1. 総合評価落札方式の選択

総合評価落札方式の簡易Ⅱ型の適用範囲を、工事の難易度や工事内容に応じて3億円まで適用できるものとする。

2. 競争参加資格要件の緩和

簡易Ⅱ型を適用する場合には、個別工事毎に求める同種工事の施工実績の要件を、工事内容に応じて企業にのみ求め、配置を予定する主任技術者、監理技術者（以下「技術者」という。）の施工実績は省くことができるものとする。なお、技術者が適正であることについては、建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）に定める資格をもって確認を行うものとする。

また、技術者の施工実績については、総合評価の評価項目で適宜評価するものとする。